保育施設
食物アレルギーの対応について

保育施設では、可能な限り食物アレルギー対応を行っています。給食等で特別な対応が必要な場合は、希望施設の先生と予めご相談の上、申請をしてください。

★保育施設への相談（申請前）

○と□の食物アレルギー（の疑い）があるのですが、給食の対応について相談させてください。

お子様の現在の食物アレルギーの症状や、入園後の対応方法等について、施設の先生とよくご相談ください。

★食物アレルギーに関する確認表　※市役所保育課へ提出

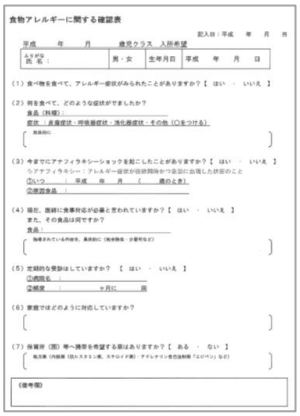
食物アレルギーに関する確認表

保育施設申請時に、申請書類一式と一緒に**保育課**へご提出ください。
（内容により後日、電話にて確認させていただく場合があります。）

★保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表　※保育施設へ提出

保育施設における生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）

保育施設の生活に特別な留意が必要な場合、病院を受診し、主治医が記入した生活管理指導表を、ご提出ください。
※文書料が発生する場合があります。
※見学時等に必要な場合もありますので、保育施設へご確認ください。

申請後に食物アレルギーがあることが分かった場合や、除去内容が変わった場合は希望施設及び保育担当にすぐにご相談ください。

問合せ：保育課保育担当（594-5538）